

認定を受けるためには

募集

募集期間 年2回の募集を予定しています。
申請に関するご相談は随時承ります。

申請

申請書類 募集期間(ホームページ掲載)に所定の申請書類及び添付資料を提出してください。
(ホームページからダウンロードできます)

申請窓口 県環境あきた創造課にて受け付けます。

申請手数料 無料です。

審査

認定審査委員会 学識経験者等による審査委員会の意見を聴いて決定します。

- (1)原則として県内で製造・加工された製品であること。
- (2)県内で発生した循環資源を原材料とすること。
- (3)生活環境の保全のために必要な処置が講じられている工場等において製造・加工されていること。
- (4)申請から6ヶ月以内に販売されることが確実と見込まれること。
- (5)次の認定基準に適合していること。

区 分	認定基準	
安全性への配慮	次の基準を満たしたもの ①特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を原材料としていないこと。 ②環境基本法第16条第1項の規定による土壌汚染に係る環境基準に適合していること。	
規 格	(1) JIS、JAS 規格のあるもの	①日本工業規格(JIS)に適合していること。 ②日本農林規格(JAS)に適合していること。
	(2) JIS、JAS 規格のないもの	県が定める土木工事等に係る共通仕様書又は国が定める建築工事などに係る標準仕様書に定める規格に適合していること。
	(3) (1)(2)以外のもの	認定審査委員会の意見を聴いて知事が定める規格に適合していること。
循環資源の配合率	エコマーク基準のあるもの	エコマーク認定基準に定める配合率基準に適合していること。
	エコマーク基準のないもの	認定審査委員会の意見を聴いて知事が定める配合率基準に適合していること。

※詳細は県環境あきた創造課へお問い合わせください。

認定

認定証 認定審査委員会の意見を聴いて秋田県知事が認定し、認定証を交付します。

認定期間 認定の有効期間は5年間です。

認定を受けると

認定証	秋田県知事から認定証が交付されます。
認定マーク	秋田県リサイクル製品認定マークを、シールの作成、包装紙への印刷などにより使用することができます。
パンフレット	認定された製品、企業を紹介するパンフレットを作成します。
ホームページ	県のホームページで認定製品を紹介します。
イベント	環境関連イベントで認定製品の展示・紹介を行います。
県の姿勢	必要とする品質等条件に適合し、かつ妥当な価格の製品については、県が実施する事務・事業で優先的使用に努めます。

その他広く県民のみなさんや県内市町村などへの情報提供を行います。

「秋田県リサイクル製品認定制度」についての問い合わせ先

秋田県生活環境文化部 環境あきた創造課 調整・環境企画班

〒010-8570 秋田市山王4丁目1番1号
電話018-860-1572 FAX018-860-3881
<http://www.pref.akita.lg.jp/kankyoho/>

「秋田県リサイクル製品認定制度」に関する事業は秋田県産業廃棄物税等を活用して推進しています。

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています

このリーフレットは3,000部作成し、
その印刷経費は1部当たり14.70円です。